

生駒市訓令甲第 1 0 号

生駒市職員採用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 1 9 年 1 1 月 2 9 日

生駒市長 山下 真

生駒市職員採用規程の一部を改正する訓令

生駒市職員採用規程（昭和 4 6 年 4 月生駒市訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項を次のように改める。

- 2 名簿の有効期間は、名簿に登録された日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、特に必要と認める場合は、当該末日の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で、これを延長することができる。

第 1 2 条ただし書を削る。

附 則

この訓令は、平成 1 9 年 1 1 月 2 9 日から施行する。